

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年7月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300026号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300027号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社の厚生年金保険被保険者記録の取得年月日を平成24年1月1日から平成22年9月1日に訂正し、同年9月から平成23年8月までの標準報酬月額を18万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成22年9月1日から平成24年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年8月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月から同年7月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成25年3月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年9月1日から平成24年1月1日まで
② 平成25年3月1日から同年8月1日まで

請求期間①において、A社に平成22年9月1日から勤務し、当初より厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録の取得年月日が平成24年1月1日となっており、請求期間①の年金記録がないので、記録を訂正してほしい。

また、請求期間②において、B社に平成25年3月1日から勤務し、当初より厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録の取得年月日が同年8月1日となっており、請求期間②の年金記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、事業主の回答及び事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが確認できることから、請求者の当該期間における厚生年金保険被保

除者資格の取得年月日を、平成 24 年 1 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日に訂正し、また、当該期間に係る標準報酬月額、賃金台帳及び日本年金機構の回答により、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までを 18 万円、同年 9 月から同年 12 月までを 19 万円とすることが妥当である。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる必要があるところ、事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、前述の賃金台帳により、当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間①については、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録、事業主の回答及び陳述、事業主から提出された雇用契約書及び賃金台帳並びに複数の同僚の回答及び陳述により、請求者は、請求期間②において厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが確認できることから、請求者の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を、平成 25 年 8 月 1 日から同年 3 月 1 日に訂正し、また、当該期間に係る標準報酬月額は、賃金台帳及び日本年金機構の回答により、15 万円とすることが妥当である。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる必要があるところ、事業主は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、前述の賃金台帳により、当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間②については、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300095号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300028号

第1 結論

請求者のA社における平成27年8月10日及び同年12月21日の標準賞与額を21万円に、平成30年8月10日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成27年8月10日、同年12月21日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月10日、同年12月21日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月10日
② 平成27年12月21日
③ 平成30年8月10日

現在勤務しているA社から、平成27年8月10日、同年12月21日及び平成30年8月10日に賞与が支給されていたが、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る賞与支払届を提出したため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録とされている。それぞれ支給された賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与明細書、賞与明細一覧表及び賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②は21万円、請求期間③は26万円の賞与を支給され、それぞれの賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年8月10日、同年12月21日及び平成30年8月10日の賞与に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和4年12月19日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年8月

10日、同年12月21日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300169 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300026 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 7 月 10 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 10 日

請求期間において A 社に勤務し、賞与の支給を受けていたにも関わらず、請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された賞与に係る明細書 (以下「支給及び控除資料」という。) により、請求者は、請求期間において A 社から 20 万円の標準賞与額に相当する賞与の支給を受け、当該賞与から当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明の旨回答

しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。